

木造工事監理状況報告書（枠組壁工法）

東 広 島 市 長
 （ 建 築 主 事 ） 様
 （ 建 築 副 主 事 ）
 指定確認検査機関

工事監理者 住 所
 氏 名

（ ） 建築士 （ ） 登録 第 号
 （ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号
 電話番号（ ） -

次のとおり、工事監理の状況を報告します。

なお、この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認の方法	確認の 結 果
1 地盤	ア 敷地地盤の状況 (地盤調査の要否)		A・B・C	
2 基礎形状	ア 種類 (布基礎、ベタ基礎及びその 他)		A・B・C	
	イ 立ち上がり		A・B・C	
3 土台	ア 寸法の制限、耐力壁下部の 設置		A・B・C	
4 基礎と土台との緊 結（アンカーボルト）	ア 径、埋め込み長さ (φ12mm以上及び長さ35cm以上)		A・B・C	
	イ 間隔（2m以下）		A・B・C	
	ウ 配置（階数3の建築物：開 口部のたて枠から15cm以内）		A・B・C	
5 床組	ア 床根太寸法の制限		A・B・C	
	イ 床根太支点間距離及び間隔 の制限		A・B・C	
	ウ 開口部 (同寸法以上の床根太補強)		A・B・C	
	エ 耐力壁直下の床根太の補強		A・B・C	
	オ 床材に使用する材料の厚さ の制限		A・B・C	
	カ 床根太と土台、頭つなぎの 緊結方法		A・B・C	

(第2面)

項目	報 告 内 容				
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認の方法	確認の 結 果	
6 耐力壁	ア 下枠、たて枠、上枠の寸法の制限		A・B・C		
	イ たて枠の欠き込みと穴あけの状況		A・B・C		
	ウ 面材の張り方 (種類及び釘ピッチ・長さ)		A・B・C		
	エ 耐力壁線相互の間隔、水平 投影面積の制限		A・B・C		
	オ 外壁の耐力壁線相互の交差 部		A・B・C		
	カ 隅角部、交差部のたて枠 (本数の制限)		A・B・C		
	キ たて枠と直下の床枠組との 緊結方法		A・B・C		
	ク 耐力壁相互の緊結方法		A・B・C		
	ケ 開口部の幅の制限		A・B・C		
	コ ホールダウン金物の位置の 施工状況		A・B・C		
7 小屋組	ア たるき、天井根太の寸法の 制限		A・B・C		
	イ たるき間隔及び屋根下地の 厚さの制限		A・B・C		
	ウ たるき及びトラスと上枠等 との緊結方法		A・B・C		
	エ 屋根又は外壁の開口部の制 限		A・B・C		
8 材料	(1) 主要構 造部材 (土台、根太、壁上 枠・下 枠・たて 枠、等)	ア 木材 (規格・品質・材種・ 樹種・形状・断面寸法)		A・B・C	
		イ 各種ボード類 (規格・品質・寸法)		A・B・C	
		ウ 釘及び金物 (規格・品質・寸法・形状)		A・B・C	
	(2) 造作部 材	ア 木材 (規格・品質・材種・ 樹種・形状・断面寸法)		A・B・C	
		イ 各種ボード類 (規格・品質・寸法)		A・B・C	
		ウ 釘及び金物 (規格・形状・ 寸法)		A・B・C	
	(3) 防腐、 防蟻	ア 薬剤 (規格・品質)		A・B・C	
9 その他	ア 防腐・防蟻措置		A・B・C		

注 1 この様式は、建築基準法施行規則別記第19号様式による完了検査申請書又は建築基準法施行規則別記第26号様式による中間検査申請書の第4面工事監理の状況の表主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材

料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法の項及び主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等の項に記載すべき事項を含む報告書とします。

- 2 完了検査申請書にこの報告書を添付する場合は、特定工程に係る建築物にあっては、直前の中間検査までの工事監理の状況については、記載しないでください。
- 3 具体的な確認の方法は、工事監理について国土交通省が作成したガイドライン等を参照してください。
- 4 該当がない項目については、記載は不要です。
- 5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書及び書類のうち、工事監理において照合に用いたものを記載してください。
- 6 「確認の方法」の欄は、次に掲げる記号のうち該当するものを○で囲んでください。なお、Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載することとし、その書類は、検査の際に確認する場合があるため、現場に備え置いてください。
 - A 目視又は試験による立会確認
 - B 計測等による立会確認
 - C 自主検査記録、施工記録、測定記録、材料搬入報告書、工事写真、資格証明書、施工図、試験成績書等による確認
- 7 「確認の結果」の欄は、「適」又は「不適」のいずれかを記載することとし、「不適」を記載する場合には、建築主に対して行った報告の内容も併せて記載してください。なお、工事施工者が注意に従わなかった場合は、「不適」を記載してください。
- 8 市長又は建築主事若しくは建築副主事から建築基準法第12条第5項の規定による工事監理状況報告書(別記様式第3号)の提出の求めがあったときは、この報告書の添付及び検査の際の書類の備置きは要しません。
- 9 不用の文字は、消してください。